平成２９年（フ）第４５４２号
大阪市東成区中道２丁目６番４号　鹿島マンション　201号
債務者　板谷　満夫
1　決定年月日時　平成29年12月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４６２６号
大阪府吹田市垂水町２丁目１番803号
債務者　清水祐美子（旧姓木村）
1　決定年月日時　平成29年12月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４６５２号
大阪府寝屋川市池田１丁目29番３号(201号)、前住所大阪府寝屋川市池田南町18番17―301号
債務者　木下　項祐
1　決定年月日時　平成29年12月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４７３６号
大阪市福島区鷺洲５丁目１番６号　シルバーハイツ　パートⅠ　400号
債務者　福森　敏恵
1　決定年月日時　平成29年12月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５０１２号
大阪府八尾市萱振町２丁目89番地の４
債務者　河邉　郁子
1　決定年月日時　平成29年12月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５０２８号
大阪府豊中市服部豊町２丁目18番17号
債務者　中本　康彦
1　決定年月日時　平成29年12月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５０９９号
大阪市淀川区加島４丁目10番13号
債務者　平岡　浩一
1　決定年月日時　平成29年12月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５１９４号
大阪府東大阪市御厨中２丁目１番45号　グリーンプラザ御厨　205号
債務者　首藤　典子
1　決定年月日時　平成29年12月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５２７３号
大阪市港区港晴２丁目４番５号
債務者　島根　駿朗
1　決定年月日時　平成29年12月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５２９７号
大阪市東住吉区駒川５丁目６番３号　サンハイツ駒川　301号
債務者　藤原　佳子
1　決定年月日時　平成29年12月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５３１３号
大阪府東大阪市永和２丁目７番30号小阪病院、住民票上の住所大阪府東大阪市永和３丁目４番23号南西角
債務者　有光　明子
法定代理人成年後見人　辻　　真矢
1　決定年月日時　平成29年12月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２７７号
北海道旭川市７条西１丁目１番12号　カトレアハイツ102
債務者　加賀美智美（旧姓青山）
1　決定年月日時　平成29年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月28日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２８２号
北海道旭川市永山３条22丁目３番45号　ロイヤルハイツＢ棟106
債務者　越後　　信
1　決定年月日時　平成29年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月28日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第４３４９号
大阪市城東区今福南４丁目10番３―518号
大久保方
債務者　藤下一太郎
1　決定年月日時　平成29年12月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４９７７号
大阪市淀川区十三本町３丁目４番15―1007号
債務者　酒井　結香
1　決定年月日時　平成29年12月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５０４５号
大阪市北区末広町２番17―203号
債務者　加藤　澄恵
1　決定年月日時　平成29年12月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部